（別　添）

　（記号）第　　　　号指令

（補助事業者等）

　　令和　　年　　月　　日に申請のあった令和６年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金　　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

　令和　　年　　月　　日

北海道○○総合振興局（振興局）長　印

１　この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業等名 | 補助対象経費（サービスの提供に要する費用） | 補助金の額 | 完了期限 |
| 令和６年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免事業 | 円 | 円 | 令和　年　月　日 |

２　北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)、令和６年度軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金交付要綱(令和●年●月●日付け高福第●●●●号保健福祉部長決定。以下「交付要綱」という。)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

３　補助事業等の内容を変更するときは、総合振興局（振興局）長の承認を受けなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

　(1) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。

　(2) 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

４　補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局（振興局）長の承認を受けなければなりません。

５　補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局（振興局）長に報告し、その指示を受けなければなりません。

６　補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局（振興局）長に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

７　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

８　前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

９　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

10　補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の４月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を総合振興局（振興局）長に提出しなければなりません。会計年度が終了した場合も、同様とします。

11　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

12　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局（振興局）長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

　　また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに総合振興局（振興局）長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局（振興局）長に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

13　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

14　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

15　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(１件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具等)については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ総合振興局（振興局）長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでありません。

16　前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

17　前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

18　補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。

19　次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

 (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

 (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

 (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ総合振興局（振興局）長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

 (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局（振興局）長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

20　前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

21　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

22　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

23　第６項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（　　総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課　　　係）